

生活困窮者自立支援制度



相談窓口の設置



- ① 必要な支援が受けられる機関・団体等をご案内します。
- ② 支援員が、相談者の自立に向けた支援をします。

～自立に向けた支援メニュー～

自立相談支援事業

相談者のための支援プランを作ります。

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給。

離職などにより住居を失った方、又は失う恐れの高い方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業 (運営:茨城NPOセンター・コモンズ)

社会、就労への第一歩を支援。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力の向上、就労体験や職場見学の実施など、就労に向けた支援を行います。

家計改善支援事業 (運営:茨城NPOセンター・コモンズ)

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付の斡旋等を行い、早期の生活再生を支援します。

就労訓練事業

柔軟な働き方による就労の場の提案。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中心・長期的に実施する、就労訓練（いわゆる「中間的就労」）もあります。

一時生活支援事業

住居のない方に衣食住を提供。

住居をもたない方、またネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

生活困窮世帯の子どもの 学習・生活支援事業

子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。